



# STOP 山火事！

# たき火・野焼きをしてはいけません

## 全国各地で大規模な山林火災が多数発生中

### 🔥 たき火・野焼きは原則禁止です。

次の場合のみ可能ですが、注意が必要です。

- 稲わらや剪定木、あぜ焼き、凍霜害等の予防などの農業、林業を営む上でやむを得ず行われる焼却

### 「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まっています。

令和8年1月から林野火災注意報および林野火災警報の運用が始まりました。発令されると屋外での火の取り扱いができません。注意報および警報が発令されたら、たき火や野焼きはすぐに中止しましょう。

#### ■火の使用の制限

- 山林、原野などにおいて火入れをしないこと
- 煙火（花火）を消費しないこと
- 屋外で火遊びまたはたき火をしないこと
- 屋外では、引火性または暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

※警報発令中に「火の使用の制限」に違反した場合、罰せられる場合があります（30万円以下の罰金または拘留）。

詳細は、塩尻市のホームページでご確認をお願いします。

URL：<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/5/59420.html>



塩尻市 総務部 危機管理課  
電話 0263-52-0607

松本広域消防局  
電話 0263-25-0119(代表)  
木曾広域消防本部  
電話 0264-24-3119(代表)